

エル・サルヴァドル国際平和協力業務実施計画

平成 6 年 3 月

エル・サルヴァドル国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

1970年代末以来紛争が続いていたエル・サルヴァドル共和国においては、1992年1月に和平合意が成立し、本年3月20日に大統領及び副大統領、中米議会議員、国会議員並びに市長等市議会構成員の選挙の実施（大統領及び副大統領の選挙で過半数を獲得する候補者がいない場合は、選挙結果確定後30日以内に再選挙を実施）が予定されている。この選挙については、国際連合の安全保障理事会決議に基づき設立された国際連合エル・サルヴァドル監視団（以下「ONUSAL」という。）により行われる国際連合平和維持活動により、公正に実施されるよう監視が行われることとされている。このための要員の派遣について、国際連合から、我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、この要請に応分の貢献を行うこととする。このため、エル・サルヴァドル国際平和協力隊を設置することとし、国際平和協力業務を実施することとする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、ONUSALについてそ

れらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られている。

2 エル・サルヴァドル国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務のうち、大統領及び副大統領、中米議会議員、国会議員並びに市長等市議会構成員の選挙の公正な執行の監視の業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

エル・サルヴァドル共和国

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成6年3月11日から同年3月31日まで（同月20日に行われるエル・サルヴァドル共和国の大統領及び副大統領の選挙について再選挙が行われる場合にあっては、同年5月10日まで）の間

(4) エル・サルヴァドル国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 15名

(イ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、(ア)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

エル・サルヴァドル国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をエル・サルヴァドル国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をエル・サルヴァドル国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、エル・サルヴァドル国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

また、本部長は、国際平和協力業務の実施に際し、当該業務を円滑に実施できるよう、現地支援のための人員を派遣するものとする。